

ネット社会における青少年の保護のあり方について  
( 提 言 )

平成 28 年 3 月

大阪府青少年健全育成審議会

## 目 次

1	はじめに .....	1
2	検討の視点 .....	1
3	現状と課題 .....	2
	(1)スマートフォンの普及状況 .....	2
	(2)フィルタリングの利用状況 .....	3
	(3)子ども・生徒の声(スマホサミットを通して) .....	4
	(4)保護者や大人の対応 .....	6
	(5)大阪府での取組 .....	6
	(6)他地域での取組 .....	8
4	特別部会での議論 .....	8
	(1)子ども・保護者 .....	8
	(2)法整備・事業者(フィルタリング) .....	9
	(3)見守り・相談体制 .....	10
	(4)青少年健全育成条例の改正の必要性 .....	11
	(5)その他 .....	12
5	今後の取組の方向性 .....	12
6	まとめ .....	13
	■青少年健全育成審議会委員名簿【五十音順】 .....	15
	■青少年健全育成審議会特別部会委員名簿【五十音順】 .....	15
	■特別部会における審議経過 .....	15
	【参考】「OSAKA スマホサミット 2015」について .....	16

## 1 はじめに

昨年8月、深夜徘徊していた寝屋川市の中学1年生2名が事件に巻き込まれ、その尊い命を奪われた出来事は府民に大きな衝撃を与えた。

この事件の背景にある社会的要因の一つとして、「スマートフォンの急速な普及が青少年の行動をより危険に近づきやすくしていることがあるのではないか」との問題意識から、大阪府青少年健全育成審議会では『ネット社会における青少年保護のあり方』を今年度の検討テーマに取り上げた。

特に、「日常生活に不可欠なコミュニケーションツールとして社会に定着しているスマートフォンに、子ども・青少年や保護者をはじめとする大人たちは、これからどのように向き合っていくべきか」を主たる論点として、有識者で構成する特別部会において議論を重ねてきたが、このたび、審議会において、これからの取組の方向性等をとりまとめたので、これを提言するものである。

## 2 検討の視点

昨年11月6日に実施した審議会において、竹内和雄臨時委員から示された問題提起(リンク先：<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/14087/00202025/siryou1.pdf>)に基づき、「スマートフォンの有用性と危険性の両面を踏まえ、賢く使うにはどうしていけばいいのか」を検討の視点とした。

スマートフォンの普及によって、誰もがインターネットを簡単に利用できるようになった結果、

- ・LINEなどの無料通信アプリを活用し、短時間で多くの友人たちと交信できる
- ・学習の際、わからないことがあればすぐに調べることができる
- ・災害や急病など緊急切迫時に情報収集、連絡ができる
- ・世界中の人たちとすぐにつながりを構築できる

など、今やスマートフォンは、子どもたちの日常生活におけるコミュニケーションや情報収集の利便性を高め、豊かにし、健やかな成長を支える重要なツールとなっている。次代を担う子ども・青少年が、国境を超えて、人・モノ・情報が行き交うグローバルな時代を生き抜くためには、これらの機器を賢く使いこなす力を今のうちから身につけることが必要不可欠である。

一方、スマートフォンやインターネットはその使い方によっては、子どもの生活に暗い影を落とす。

特に最近、ネット・LINEによるいじめや、コミュニティサイトを通じて犯罪やトラブルに巻き込まれるケースが増加しており、教育現場でも深刻な問題となっている。

平成21年4月に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(以下「青少年インターネット環境整備法」という。)や、大阪府青少年健全育成条例に基づき、府においては、関係者と連携し、フィルタリングの促進やネットリテラシーの向上に向けた取組を進めているが、今後、そのさらなる充実・強化が求められる。

「スマートフォンにはリスクがある、だから、できるだけ青少年に使わせない」との立場では根本的な問題解決にはならないため、「いかにすれば賢く使いこなし、そのメリットを活用していけるか」との立場から、今後の施策を検討するべきである。

### 3 現状と課題

#### (1) スマートフォンの普及状況

最近、スマートフォン所有の低年齢化が進んでいる。

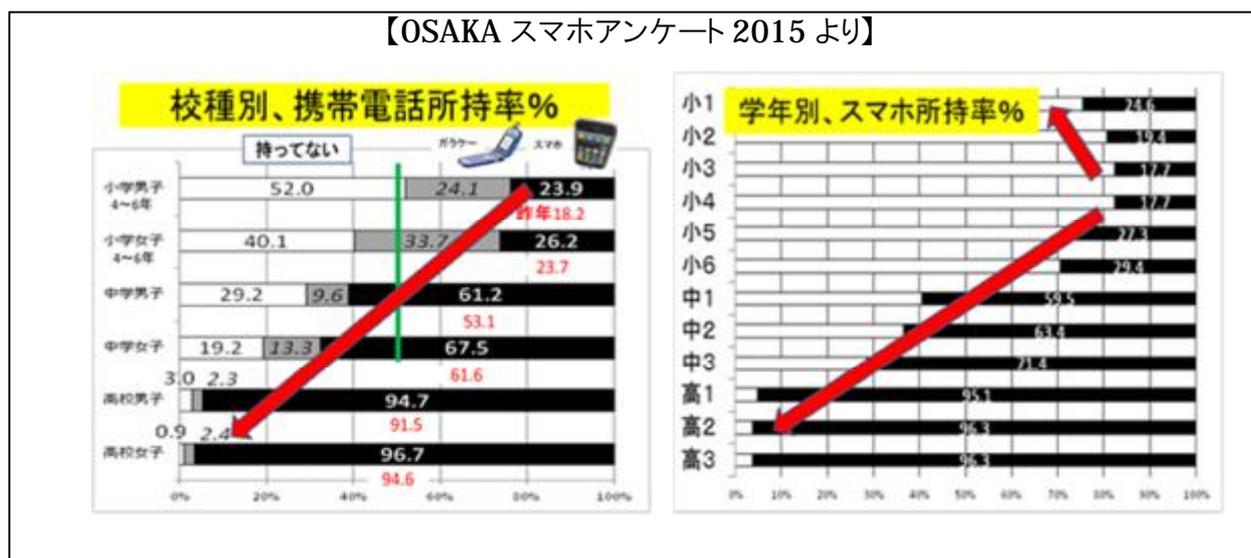
昨年7月に大阪府青少年課が府内の小中高生約2万人を対象に行った「OSAKA スマホアンケート2015」では、スマートフォンの所持率は、小学校の高学年で2割以上、中学生で6割以上、高校生ではほぼ全員という結果が出た。

学年別のスマートフォンの所持率で注目すべき点は、小学校1年生の所持率が3年生のそれを上回っており、スマートフォン所有の低年齢化の進行が読みとれることである。

これらの保護者は、自分自身が中高生の段階から携帯電話を使ってきた、いわゆる「ケータイ・ネイティブ」であり、現在、スマートフォンを使いこなす世代である。

この世代は、自宅に固定電話を置かないことも珍しくない。したがって、例えば、外出先から家にいる子どもに連絡を取ろうとすると、必然的に子どもに携帯電話やスマートフォンを持たせなければならなくなる。

今後スマートフォン所有の低年齢化がさらに進むと予想される中、「ケータイ・ネイティブ2世」はスマートフォンを賢く使いこなしていけるのか。社会の行く末を左右する重要なテーマである。



スマートフォンを使っていると、時に直接相手と向き合い、会話しているような感覚になることがある。あたかも自分の目の前で相手と会話しているような錯覚に陥る場合がある。

そのため、保護者の中には、「携帯電話やスマートフォンを持っていれば、いつでも本人と連絡

が取れる。だから、夜遅くに出歩いているだけでも安心だ」と思っている方も多い。しかし、携帯電話やスマートフォンを所持していること、イコール防犯にはならない。確かに携帯電話やスマートフォンにはGPS機能も搭載されているが、それによって把握できるのは「いま現在無事であるかどうか」だけである。事件に巻き込まれてからでは何の役にも立たない。

特に、使用者が低年齢の場合には、リアルな世界とバーチャルな世界を混同してしまい、自覚のないままに悪意を持った大人が引き起こす凶悪な事件に巻き込まれるといったケースがある。

また、子どもたちは、LINE等の無料通信アプリ上で会話しており、学校の仲のよい者同士でグループを作っている。しかし、ちょっとした行き違いなどから、グループから外して、いじめに繋がる「LINE外し」という言葉が横行しており、最近のいじめには、LINEが関係しているケースが多い。

スマートフォン所持の低年齢化が進む中、子どもやその保護者等に対して、スマートフォンの利便さ、手軽さだけでなく、そのリスクもしっかり認識してもらえよう、教育・啓発を進めていくことが課題である。

## (2) フィルタリングの利用状況

フィルタリングとは、インターネット等のウェブページやアプリを一定の基準で評価判別し、違法・有害なウェブページ等を選択的に排除する機能で、出会い系サイトやアダルトサイトなど、子どもには見せたくないサイトや使わせたくないアプリを制限することができ、子どもを守る観点から不可欠なものである。

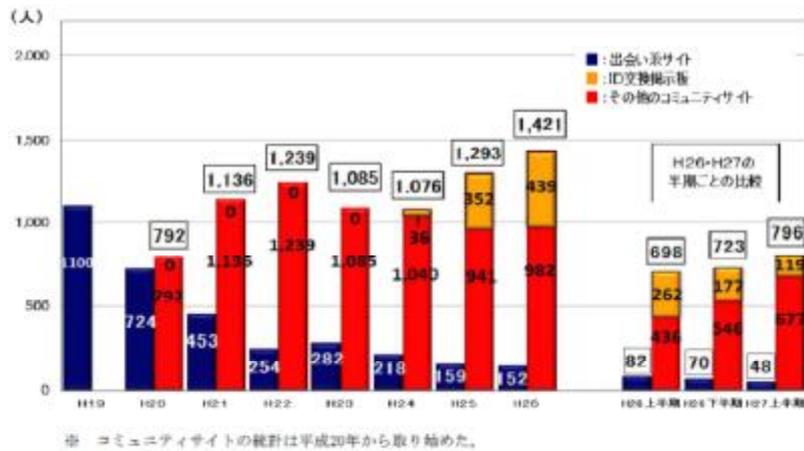
青少年が所持・使用する携帯電話等のフィルタリング利用率は、平成28年1月の調査時点で携帯電話事業者3社平均48.7%となっており、平成24年度の調査に比べ、7.0ポイント高くなっている。これは、携帯電話事業者の店頭等での推奨など、これまでの関係者による啓発の効果であると思われる。

しかしながら、平成27年10月に警察庁が発表した「平成27年上半期の出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策」によると、出会い系サイトでの被害児童は48人と、前年同期比で34人減少しているのに対し、コミュニティサイトに起因する被害児童は796人と、前年同期比で98人増加している。そして、コミュニティサイトに起因する事犯の被害児童のうち実に96%がフィルタリングをしていなかったという結果が出ており、子どもを守るという観点からは、フィルタリングの利用を促進することが重要である。

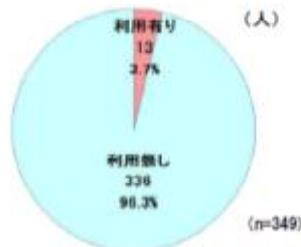
しかし、一方、フィルタリングの利用については、最終的には保護者の判断に委ねられており、事業者による店頭での働きかけは重要であるが、それだけでは限界がある。保護者が必要を理解し、保護者にフィルタリングを積極的に利用してもらえようとするため、ネットリテラシーを高める教育・啓発に力を注ぐ必要があると思われる。

【警察庁:平成 27 年上半期の出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について】

図 1 【出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の被害児童数の推移】



【コミュニティサイトに起因する事犯の被害児童のフィルタリングの利用状況】



(3) 子ども・生徒の声(スマホサミットを通して)

大阪府では、青少年がスマートフォンやSNSの利用を通じ犯罪やトラブルに巻き込まれる事例が後を絶たないことから、平成 26 年度から、教育委員会や警察、PTA、民間事業者等の関係機関とともに「大阪の子どもを守るネット対策事業」(文部科学省委託事業)を実施しており、平成 27 年度の同事業の取組の一つに、昨年 12 月に開催した「OSAKA スマホサミット 2015」がある。

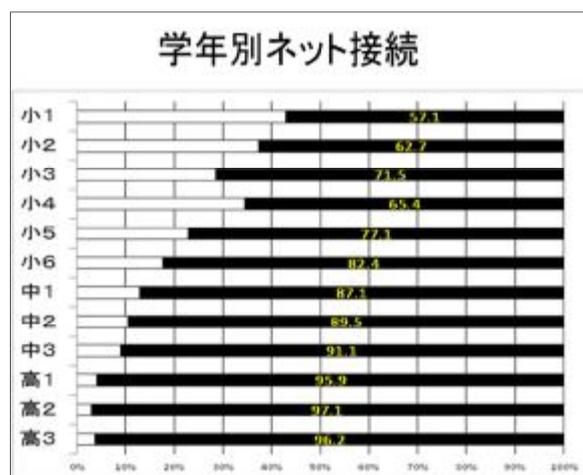
このサミットは、青少年と保護者が一緒にスマートフォンの適切な利用方法を議論し、その使用ルールを「大阪スマホ宣言」としてとりまとめるなど、子ども・生徒の生の声を聞き取る貴重な機会となっていることから、今回の特別部会での検討にあたっての参考とした。当日のサミットでの子ども・生徒から発せられた主な意見は次のとおりであった。

- ・ スマートフォンを持っていなかったら、仲間外れやいじめの対象にされる場合がある。
- ・ 今、部活の連絡は LINE で行われる。スマートフォンを持っていないと必要な連絡が来ない。
- ・ 大人はスマートフォンを悪だと決めつけないでほしい。良い使い方もたくさんある。
- ・ ネット依存の問題もあるが、22 時以降電源を切れと言われても、部活など必要な連絡が入る場合もある。
- ・ 私たちもスマートフォンの利用に関するルールは必要だと思っている。  
大人に押し付けられたくはないけど、利用時間などの目安は欲しいし、それを大人も一緒に考

えて欲しい。

- ・ 利用時間の目安を一緒に考えるのはいいけど、絶対使ってはダメとなると子どもも反発する。子どもが良い使い方をできるように大人は見守っていて欲しい。
- ・ スマートフォンの利用に関してはっきりとしたルールがない。家族とか大人と一緒に考えながらルールを決め、それを試行しながらより良いルールを作っていきたい。
- ・ スマホサミットのような取組を通じ、自分の中の意識が変わった。スマートフォンを触る時間を少なくしようとか、自分でルールを決めて制限できるようになった。
- ・ OSAKA スマホアンケート 2015 の結果から、小学生の段階からネットリスクを教える取組が必要ではないかと思った。

【OSAKA スマホアンケート 2015 より】



また、サミットでの中高生と保護者による「スマホ利用を考えるトークセッション」では、保護者から次のような感想が寄せられた。

- ・ 私も子どもに文句ばかり言っていたことを反省しました。皆さんはスマホを勉強にも使うなど、良い使い方もたくさんしていて、使いすぎないように自分で気を付けていること、「賢い使い方」をしているということがわかりました。
- ・ 危ない使い方をしないように気を付けて、でも何かあったらすぐ周りの大人に相談してほしい。私たち PTA もしっかりと見守っていきたい。
- ・ さっそく我が家でもルールづくりに取り組みたいと思います。
- ・ 私どもの PTA にも生徒たちの生の声が届くような情報発信を考えていきたい。生の声はやはり説得力がある。大人が対策を考えるうえで大変参考になった。
- ・ スマートフォンとか機械類が苦手で、今まで敬遠していましたが、今日は子ども達の生の声を聞くことができました。私も前向きに取り組んでいこうと思いました。何か困り事が起こった時に、親に最初に相談してもらえよう、普段からコミュニケーションをとっていきたい。

子ども・生徒にとって、もはやスマートフォンは自分たちの生活の一部として必要不可欠なものであり、その使用を一律に禁止することは現実的ではない。また、使用禁止は子どもたちの将来を考えても本質的な解決につながらない。今回のサミットでも、生徒から、「スマートフォン利用に関するルールが必要だと思っているが、一方的に大人にルールを押し付けられると反発してしま

う。保護者や周りの大人と一緒に、ルールを考えていきたい」という当事者である子どもたちの本音を聞くことができた。

当事者の声・ニーズも踏まえながら、「子どもにとっての最善の利益」を考えていくことは大人の責任である。今や子ども・生徒にとって生活必需品の一つとなっているスマートフォン。その使用についてのルール化を子ども・生徒と一緒に考えることは保護者や大人の責任である、と言っても決して過言ではない。

#### (4) 保護者や大人の対応

スマートフォンやインターネットの問題は、子どもたちだけでは対処できない場合も多く、周囲の大人たちが果たして適切に対応できているのかどうか、が問われる。

ネットリテラシーの向上には、子どもと大人がともに考え、一緒に課題解決を図っていくことが不可欠である。

兵庫県立大学の竹内研究室が行った調査によると、「ネット問題で困ったら誰に相談しますか」という問いに、「先生、警察、親、友達」の四者択一で生徒に答えてもらったところ、最下位は「先生」で、その理由としては、「相談したら、先生は暴走する。翌日、学年集会をする」などであった。

第3位は警察で、「警察は秘密を守ってくれる。先生よりは警察のほうが相談しやすい」がその理由であった。第2位は親、第1位は友達という結果であった。

保護者に相談しない理由としては「どうせよく知らない」、「聞いてくれない」、「自分の言いたいことだけ言う」などであった。

保護者は、子ども・生徒から「スマートフォンやインターネットに関する理解や知識に欠ける」とみなされている。そこで、保護者に対する研修会等を企画・実施しても、これらに参加するのはスマートフォン問題について関心の高い保護者だけで、それ以外の本当に参加してほしい保護者は来ないという実態がある。そうした保護者に対する啓発を進めるため、どのような場を活用するか、どのような手法を導入すべきかを検討する必要がある。

また、教員がネットトラブルの実態や発生原因に関する知識や経験に乏しく、生徒からの相談に的確に対応できていない実態もあり、教員のネットリテラシーをなお一層高める必要がある。その他、生徒や教員が困った時に気軽に相談できる窓口、相談を受けることのできる専門家の養成なども課題である。

#### (5) 大阪府での取組

大阪府では、現在、次のような取組が進められている。

##### ① 青少年健全育成条例におけるフィルタリングの利用促進規定(平成 23 年 3 月)

青少年インターネット環境整備法では、携帯電話事業者に対して 18 歳未満の青少年が使用する携帯電話へのフィルタリングサービスの提供を義務づけているが、保護者が申し出た場合には、フィルタリングを利用しないことができる。そこで、大阪府青少年健全育成条例に基づき、

保護者がフィルタリングを利用しない際の手続きを厳格化することで利用の促進を図っている。

＜保護者への義務付け＞

携帯電話事業者の説明(フィルタリングサービスの重要性や利用しない場合の危険性等)を聞いてもなおフィルタリングを利用しない場合は、その理由の記載と署名を義務付け

＜携帯電話事業者への義務付け＞

保護者への十分な説明と事業者の署名等を義務付け

② 携帯電話事業者にフィルタリングの徹底を文書で要請

(平成 25 年 7 月 10 日、平成 27 年 5 月 26 日)

青少年のスマートフォン使用におけるフィルタリング利用の徹底を図るため、保護者に丁寧にネットリスクや家庭でのルールづくりを説明するよう、携帯電話事業者4社に知事と警察本部長の連名で要請。その後、毎年、店長研修等の機会を活用して周知徹底をするよう要請。

また、携帯電話販売店舗に履行状況を確認するための立入調査を実施。(平成 27 年度は 100 店舗)

③ ②の要請の成果測定として店頭でのフィルタリング利用状況調査を実施(平成 28 年 1 月)

府内全ての店頭での連続した7日間の契約状況のうち、青少年が使用する件数とそのうちのフィルタリングを利用する件数調査を実施。 フィルタリング利用率 48.7%

④ 全国知事会「平成 28 年度国の施策・予算に関する提案・要望」に新たなネット対策を盛り込む。(平成 27 年度要望から実施)

要望文:スマートフォン等を介し、青少年が犯罪被害に遭う事案が増加していることから、フィルタリング義務の規制対象範囲を拡大するとともに、フィルタリングの一層の利用促進を図るなど、青少年が有害情報に触れる機会を減少させるための措置を講じること

⑤ 「大阪の子どもを守るネット対策事業」の実施(平成 26 年 5 月 1 日～文科省委託事業)

教育委員会・警察・携帯電話事業者・PTA 等関係機関による実行委員会を設置し、青少年が適切にインターネットを利用できるよう、フィルタリングの普及促進と青少年のネットリテラシーの向上を図るため、4つの取組を展開。

◆ OSAKA スマホサミットの開催(実施内容は、16 項参照)

議論の題材として、小中高生の利用実態を把握するためのスマホアンケートを実施

平成 26 年度:約 15,000 人、平成 27 年度:約 20,000 人。

◆ 携帯電話事業者等から講師を迎え、教員等を対象に「スマホ・SNS のトラブルから子どもを守る指導者研修」の実施

平成 26 年度:20 団体(約 1,220 人)、平成 27 年度:12 団体(約 900 人)

◆ 携帯電話ショップにおけるフィルタリング啓発ポスターの掲出とチラシの配付

平成 26 年度:762 店舗 ポスター各1枚、チラシ各 200 枚(約 15 万枚)

平成 27 年度はポスターコンクールを実施。最優秀賞をポスターに、優秀賞をチラシ

として作成し、府内の全ての携帯電話販売店舗に配付。保護者への説明用資料として活用

◆「事業報告兼ネットトラブル回避プログラム」の作成・配付

取組を各地域に普及させるため、ノウハウや指導のポイント・映像教材等を盛り込んだDVD付き冊子を3,000部作成し、府内全ての小中高校等に配付。今年度も、内容を充実させて平成28年3月に配付。



<内容>

- ◆OSAKA スマホサミット事業報告&アンケート結果を活用した指導案
- ◆スマホ・SNSのトラブルから子どもを守る指導者研修（研修資料、研修資料を活用した指導の手引き、ワークショップ展開のための資料）
- ◆小学生向け教材、指導用資料、ワークシート
- ◆具体的なネットトラブル事例
- ◆無料出前講座、学習教材、ネットトラブル相談先等のリンク集

## (6) 他地域での取組

平成20年、当時全国で携帯電話の所持率が最低であった石川県において、県条例で中学生の携帯電話の所持を禁止した。また同県内の野々市市は「携帯電話を持たさない宣言」を行った。

宣言当時は全国から注目を浴びる最先端の取組であったが、その後、携帯電話を禁止するだけでは現状にそぐわなくなり、石川県や野々市市から、「禁止する形ではそれを守らせることが難しい。実効性が上がらない」との声が出てきた。

平成25年、愛知県刈谷市が全国で初めて「夜9時まで」の使用のルール化を行った。ただ、これは、PTAと校長会で決めたものであった。中学1年生は半分以上が賛成したが、中学3年生は、受験生であり、塾から帰宅すると夜10時を回るケースも多いため、「そんなルールでは帰宅後に使えないから、守れない」という理由で、半数以上が反対した。

彼らに意見を聞くと、「大人たちが勝手に時間を決めないでほしい。自分たちで使用時間を決めさせてほしい」とのことであった。

## 4 特別部会での議論

特別部会では、「子ども・保護者」、「法整備・事業者（フィルタリング）」、「見守り・相談体制」、「その他」という4つの論点で議論を進めた。その主な内容は次のとおりである。

### (1) 子ども・保護者

#### ① ルールづくり

スマートフォンは、子どもたちが生活するうえで、あるいはその成長を図っていくうえで、もはや

欠かせないものになっている。

学校での活用については、例えば、奈良市立一条高校のように授業に活用しようとするところも出てきている一方、持ち込み自体を原則禁止としている学校も多い。

昨年12月に開催した「OSAKA スマホサミット2015」において、参加している中学生から「スマートフォンを利用する際の具体的な時間、目安がほしい」や「大人も一緒に考えてほしい」という意見があったが、子どもたちがスマートフォンと適切に共存する環境づくりには、一方的な押しつけや放任ではなく、大人と子どもが話し合い、一緒に使用ルールを決め、それを試行しながら、よりよいルールに改善していくような取組が最も効果的であると考えられる。

今後は、ルールづくりにあたっての留意点や先進的な事例などを周知し、ルールづくりが広く推進される機運を醸成していく必要がある。

## ②教育・教材づくり

スマートフォンの問題は、使う側のモラルの問題でもあるといえる。被害者にも加害者にもさせないために、家庭での教育や学校での生活指導の果たす役割が大きい。

特に、最近顕著になっている「ネットいじめ」では、子どもたちの個人情報などがネット上に拡散するケースもみられ、人権教育の視点からの対策も必要である。

その対策としては、塾通いを始めることが多い小学3、4年生の子どもたちを対象にした教材を早急に作成し、学校の授業で活用する取組などが求められる。

また保護者に対しては、「親学」講座を開催し、家庭でのルールづくりの重要性などをしっかりと認識してもらうことが必要である。

最近、悪ふざけで写真や動画をネット上に掲載し、高額な損害賠償を求められるケースや、不適切なサイトを思わずクリックしてしまい、子どもたちが不当な請求に困惑する事例、あるいはゲーム課金を巡る問題などが発生している。

それによって、どのような被害や損害が生じ、どのような法違反が生じるかについての法教育の推進が必要となるのではないか。

小・中学校の授業の中で、「ネットを使ってこんなことをしてしまうとこんな罰則を受けることになるよ」とか、「ネットトラブルでこうした状況に直面してしまったときはこう対応すればよい」など、早い時期から子どもに対して必要な法律知識を教える必要があるのではないかと考えられる。

## (2)法整備・事業者(フィルタリング)

子どもを守る観点から、有害情報をブロックするフィルタリングの促進は、最も重要な取組の一つである。

フィルタリングは、販売店舗において推奨されているが、最終的な判断は保護者に委ねられており、保護者の関心が相対的に低いことや各家庭における教育方針などにより「利用しなくても大丈夫」という家庭も多い。

また、実際にフィルタリングを利用するにあたって、その仕組みが分からなかったり、カスタマイズが難しかったり、不便だからすぐに解除したりといったケースも見られている。

昨年度、「大阪の子どもを守るネット対策事業」において、DVD付きの教材を作成し、府内す

すべての小中高校等に配付したところ大きな反響があり、教材を活用した先生方からも「非常に役に立った」という反応があったと聞いている。学校や警察等さまざまな関係機関の連携の下、こうした取組を継続し、府内全体に広げていくことで、保護者の意識改革につなげることが大切である。

また、小学生は、ゲーム機からインターネットに接続しているケースも多く、スマートフォンを持っていなくても、いつでもインターネット上の情報に接することができる環境にある。青少年インターネット環境整備法を改正し、ゲーム機についてもフィルタリング義務の規制対象に加えることを検討すべきである。

携帯電話事業者等では、販売店舗でのフィルタリングの推奨や研修会などを積極的に行っているが、特に販売店舗での推奨について、これまで以上に強化を図るべきである。

本来、フィルタリング自体は、国で考えていくべき問題であるが、表現の自由等との関係から、青少年インターネット環境整備法の大幅な改正が難しいとすれば、例えば、「当該サイトがフィルタリングでブロックすべき有害なものにあたるかどうか」などを評価する、一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(EMA:青少年の保護と健全育成を目的として、Web サイト及びアプリケーションの運用管理体制の審査・認定及び啓発・教育活動を行う第三者機関)のような機関の設置を検討してはどうか。こうした仕組みを構築しないと、次から次に出てくる新たな有害情報に、適切にフィルタリングをかけることは難しいと思われる。

### (3) 見守り・相談体制

いじめやネットトラブル等に関し、子どもや保護者、教職員などが相談する機関としては、大阪府教育センターの「すこやか教育相談」がある。ただ、このセンターは、教育問題全般を対象としており、ネット関係のすべての相談に対応できるとは言い難い状況にある。内容に応じ、さまざまな機関と連携し、相談事案に対応していくことが必要である。

例えば、「#9110」の警察相談専用電話や消費生活全般に関しては「188(いやや!)」で消費生活センターにつながる消費者ホットラインがある。

ただ、現在のところ、教育センターの「すこやか教育相談」も含め、こうした窓口の存在が広く知られていない。大阪の子どもたちがトラブルに遭遇した際の相談窓口として、「すこやか教育相談」や、「#9110」の警察相談専用電話、「188(いやや!)」の消費生活センターにつながる消費者ホットラインなどがあるということをもっと広く周知するべきである。

また、こうした相談窓口以外に、子どもや保護者、教員がネットトラブルについて相談できる専門家を養成していくことも必要である。

スマートフォンはすでに子どもたちの日常生活における重要なツールとなっている。その一方で、保護者等がその利用状況を把握していないため、いじめやトラブルなどに遭っているケースに気づいていない場合もある。こうしたことから、子どもたちの生活をしっかりと見守る必要性に関する保護者向けの講座等も企画実施されているが、必ずしもすべての保護者の参加が得られるわけではない。

例えば、府立高校で入学時に配付する「高校生活支援カード」にスマートフォンに関する項目を

追加するなど、より多くの保護者に関心を持ってもらうための効果的な手法の検討が求められる。

#### (4) 青少年健全育成条例の改正の必要性

今回、特別部会で集中審議を行ってきたテーマ「ネット社会における青少年保護のあり方」に直接該当する部分は、青少年健全育成条例の第 28 条から第 31 条の規定である。

これらの条項について、現在の取組やその実効性に関する検討を行った。

##### <第 28 条> 携帯電話事業者及び保護者への規制

##### <第 29 条> 携帯電話販売店舗への勧告・公表

- ・携帯電話事業者への要請や立入調査を行い、店頭におけるフィルタリング説明について概ね適切になされていることを確認している。また、府民への条例の周知についても着実に実施されている。
- ・このフィルタリングについては、「最終的には保護者の教育方針に基づき、保護者に決定する権利がある」という青少年インターネット環境整備法の立場から、条例でこれ以上踏み込むことに限界があり、また店頭での取組にも一定の限界があることから、今後も青少年やその保護者等の意識改革に継続して取り組んでいく必要がある。

##### <第 30 条> 携帯電話事業者への必要な調査

- ・本年 1 月に府内全店舗を対象に青少年のフィルタリング利用に関するアンケートを実施するなど、現状把握に努めるとともにその結果を啓発につなげるための取組が検討されている。

##### <第 31 条> ネット利用に関する教育及び啓発活動の推進

- ・有識者・教育委員会・警察・携帯電話事業者・PTA 等関係機関による実行委員会を設置し、大阪の子どもを守るネット対策事業を平成 26 年度から実施している。

青少年が適切にインターネットを利用できるよう、フィルタリングの普及促進と青少年のネットリテラシー向上を図るため、

- ① OSAKA スマホサミットの開催
- ② スマホ・SNS のトラブルから子どもを守る指導者研修の実施
- ③ 携帯電話ショップにおけるフィルタリング啓発ポスターの掲出とチラシの配付
- ④ 「事業報告兼ネットトラブル回避プログラム」の作成・配付

を実施している。

特に、教材活用を念頭に置いてとりまとめられた「事業報告兼ネットトラブル回避プログラム」は府内すべての小中高校等に配付され、有効に活用が図られているところである。

条例に基づく取組が着実に推進され、実効性も確保されていることから、現段階で、条例を改正する必要性は見当たらない。

## (5)その他

子どもたちの中には、スマートフォンを長時間利用することにより、早寝・早起きができなくなったり、朝ごはんの未摂取といった基本的な生活習慣の乱れが見られる。これが、モラルの低下につながっている部分があるのではないかとと思われる。子どもだけではなく大人も含めての心の教育、例えば、大阪府教育委員会で展開している「こころの再生府民運動」の強化などを検討するべきである。

また、バーチャルな世界だけではなく、子どもたちに、リアル=本物に触れる機会を提供することや、深夜に街を出歩いている子どもを見かけたら、大人が一言声をかけるなど、地域におけるつながりを大切にすることが、次代を担う子ども青少年の健やかな成長にとっての大きな支えになる。

遠回りのようではあるが、こうした取組を地道に進めていくことが、ひいては、子どもや保護者等のスマートフォンとの向き合い方を変革していくことにつながるのではないかと考えられる。

## 5 今後の取組の方向性

「スマートフォンの有用性と危険性を踏まえ、スマートフォンをいかに賢く使いこなしていくか」との観点から、今後の取組の方向性を次のとおり例示するものである。

### 1 フィルタリング利用の促進

- ・府民(特に保護者)に対し、さまざまなツールを活用しフィルタリングの重要性を周知
- ・携帯電話事業者に対し、店頭での利用推奨のさらなる徹底を要請
- ・条例に基づく立入調査の継続的な実施

### 2 子ども、保護者・大人、教員等に対するネットリテラシー向上のための教育啓発

- ・子どもたち自身が主体的に考える場の継続的な創出
- ・子どもの意見を尊重し、保護者・大人と一緒に使用ルールづくりに取り組む重要性を周知
- ・ネット依存、犯罪トラブル予防に関する啓発の強化
- ・低年齢化に対応したネットリスク啓発の取組みに着手
- ・学校における道徳・情報教育の推進、小学校段階からの法教育の推進
- ・保護者がスマートフォン等の特性や危険性などを学ぶ機会の提供
- ・教員あるいは教職志望学生に対するネットリテラシー向上のための研修の充実

### 3 低年齢化に対応したネットリテラシー向上のための教材づくり

- ・小学生とその保護者や、指導者を対象にした教材づくりとその普及

### 4 相談窓口の充実

- ・発信力ある人材を活用し、ネットいじめなどの各種トラブルの際に相談できる窓口を周知
- ・各種相談窓口における相談員のスマホ・ネット問題に関する専門知識習得の支援

関係機関が連携・協力し、これらの取組を、できることから着実に進めていくことが望まれる。

区分	1 フィルタリング利用の促進			2 子ども、保護者・大人、教員等に対する ネットリテラシー向上のための教育啓発							3 低年齢化に対応したネットリテラシー向上のための教材づくり	4 相談窓口の充実					
	府民（特に保護者）に対する重要性を周知	携帯電話事業者に対する徹底を要請	条例に基づく立入調査の継続的な実施	子どもの継続的な創出	子どもたちの意見尊重し、保護者・大人と一緒に利用ルールづくりを取り組む重要性を周知	ネット依存・犯罪トラブル予防に関する啓発の強化	低年齢化に対応したネットリテラシー向上の取組みに着手	推進、小学校段階からの法教育導入の推進	危険性などを学ぶ機会等の提供	保護者がスマートフォン等の特性や危険性などを学ぶ機会等の提供	ネットリテラシー向上のための研修	教員あるいは教職志望生に対する研修	小学生とその保護者や、指導者を対象とした教材づくりとその普及	できる窓口を周知	発信力ある人材を活用し、ネットいじめなどの各種トラブルの際に相談	得の支え	各種相談窓口における専門知識の習得
取組み内容	府民（特に保護者）に対する重要性を周知	携帯電話事業者に対する徹底を要請	条例に基づく立入調査の継続的な実施	子どもの継続的な創出	子どもたちの意見尊重し、保護者・大人と一緒に利用ルールづくりを取り組む重要性を周知	ネット依存・犯罪トラブル予防に関する啓発の強化	低年齢化に対応したネットリテラシー向上の取組みに着手	推進、小学校段階からの法教育導入の推進	危険性などを学ぶ機会等の提供	保護者がスマートフォン等の特性や危険性などを学ぶ機会等の提供	ネットリテラシー向上のための研修	教員あるいは教職志望生に対する研修	小学生とその保護者や、指導者を対象とした教材づくりとその普及	できる窓口を周知	発信力ある人材を活用し、ネットいじめなどの各種トラブルの際に相談	得の支え	各種相談窓口における専門知識の習得
国	●			●	●	●						●	●			●	
府（警察含む）	●	●	●	●	●	●	●			●			●	●			
市町村				●	●	●	●			●				●			
学校（教委含む）	●			●	●	●	●	●	●	●	●		●	●			●
事業者	●			●	●	●	●			●			●	●			●
保護者	●			●	●	●											
青少年				●													
地域社会	●			●	●	●								●			

## 6 まとめ

特別部会において、これまで「ネット社会における青少年保護のあり方」について、議論を重ねてきた。このテーマは、まさに今日的な新しい問題であり、関係者を挙げて持続的に取り組んでいく必要がある。

私たちの社会は、まだ、スマートフォンの問題等についての明確な正解を持ちきれていません。中長期的には、社会全体が共有できるルール構築などが必要だが、短期的にも早急に対応しなければならない課題が山積している。まだ新しい問題であり、大人の側も十分な対応策を持ち合わせていないため、被害者・加害者になってしまう子どもたちが後を絶たない。

特に、低年齢化が指摘されており、その点への対応が必要である。今後、低年齢化は加速すると予想され、今のままでは府内の子どもたちが安全に安心して生活していくことが難しくなると危惧される。

このような認識のもと、審議会としては、今後の取組の方向性として、「フィルタリング利用の促

進」、「子ども・保護者等への教育啓発」、「低年齢化に対応した教材づくり」、「相談窓口の充実」を提言するものである。

「フィルタリング」は、子どもたちを有害なサイト等から守ってくれる日本の誇るべきシステムだが、その設定率はまだまだ低い状況である。産官学が協力し、その利用促進を図っていくことは大人全体の責任だと言える。

「子ども・保護者等への教育啓発」や「低年齢化に対応した教材づくり」は急務である。この分野の技術進歩のスピードは著しいものがあり、大人側の準備が十分にできないまま、子どもたちに影響が及ぶケースも多く見られる。スマートフォン等の使用にあたって、自分でしっかりとコントロールする力を身につけることが必要であり、その意味で、教育啓発を進めることが何よりも重要である。特に、現在は、小学生とその保護者に対して教育啓発するための教材がほとんどなく、その開発を含めた取組は早急に行うべきである。

「相談窓口の充実」も重要である。既存の相談窓口において、ネット問題への対応が十分ではない場合もあり、結局、子どもたちが一人で抱え込んでしまう場合もあるのではないかと危惧される。大阪府では、すでに関係機関での連携・協働が進んでいるが、今後ともその連携・協働の強化に努めるとともに、子どもたちがネットの問題で困ったときに相談できる機関や連絡先を改めて明示・訴求する必要がある。

大阪府は、今後、子どもたちを加害者にも被害者にもさせないために、特に上記の点について、関係部局、関係機関を挙げて、真摯に取り組んでいくべきである。

## ■青少年健全育成審議会委員名簿【五十音順】

氏 名	所 属
石橋 寿恵夫	(一財)大阪府こども会育成連合会理事長
一村 小百合	関西福祉科学大学社会福祉学部准教授
伊藤 廣幸	(一社)日本フランチャイズチェーン協会専務理事
乾 優	大阪府警察本部少年課長
岡本 寛史	公募委員
角野 茂樹(会長)	関西外国語大学教職教育センター所長
木村 雅則	大阪府立高等学校長協会幹事
草島 葉子	大阪私立中学校高等学校連合会副会長
久谷 眞敬	大阪府議会警察常任委員会委員長
柴田 真理子	大阪府立精神医療センター児童・思春期科主任部長
松風 勝代	(社福)大阪府衛生会情緒障害短期治療施設希望の杜園長
白井 利明	大阪教育大学教育学部教授
園田 寿	甲南大学法科大学院教授
高沼 英樹	一般社団法人日本雑誌協会編集倫理委員会委員長
竹内 和雄	兵庫県立大学環境人間学部准教授
辻元 達夫	西日本遊戯銃防犯懇話会会長
手取 義宏	大阪教育大学教育学部教授
土井 達也	大阪府議会総務常任委員会委員長
富田 安信	同志社大学社会学部教授
肥後 洋一郎	大阪府議会健康福祉常任委員会委員長
福田 雅之	日本ボーイスカウト大阪連盟事務局長
藤田 彰	大阪府書店商業組合常務理事
水嶋 忠雄	大阪府PTA協議会副会長
八重樫 善幸	大阪府議会教育常任委員会委員長
矢橋 康雄	(一社)電気通信事業者協会業務部長
山本 香織	弁護士

## ■青少年健全育成審議会特別部会委員名簿【五十音順】

氏 名	所 属
角野 茂樹	関西外国語大学教職教育センター所長
木村 雅則	大阪府立高等学校長協会幹事
草島 葉子	大阪私立中学校高等学校連合会副会長
園田 寿	甲南大学法科大学院教授
手取 義宏	大阪教育大学教育学部教授
水嶋 忠雄	大阪府PTA協議会副会長
矢橋 康雄	一般社団法人電気通信事業者協会業務部長
竹内 和雄(部会長)	兵庫県立大学環境人間学部准教授

## ■審議経過

- 第1回審議会 平成 27 年 11 月 6 日(月)

議題 1 青少年のインターネット事情と大人の役割について  
2 特別部会の設置について

- 第1回特別部会 平成 27 年 11 月 16 日(月)

議題 1 ネット社会における青少年の保護のあり方について  
2 青少年健全育成条例の点検・検証について

- ※ OSAKA スマホサミット2015 平成 27 年 12 月 13 日(日)

- 第2回特別部会 平成 28 年 1 月 26 日(火)

議題 1 ネット社会における青少年の保護のあり方について  
2 青少年健全育成条例の点検・検証について

- 第3回特別部会 平成 28 年 2 月 24 日(水)

議題 1 「ネット社会における青少年の保護のあり方について」の報告書(案)

- 第2回審議会 平成 28 年3月 28 日(月)

議題 特別部会からの「ネット社会における青少年の保護のあり方について」の報告について

〈参考:リンク先〉

・特別部会の議論の詳細は

→<http://www.pref.osaka.lg.jp/koseishonen/shingikai/singikai27.html>

・OSAKA スマホサミットの概要の詳細は

→ <http://www.pref.osaka.lg.jp/koseishonen/nettaisaku/index.html>



<フィルタリング啓発ポスター>

<フィルタリング啓発チラシ保護者説明用>



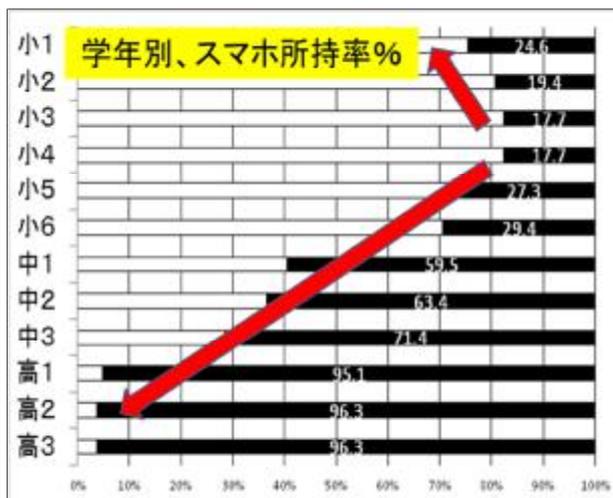
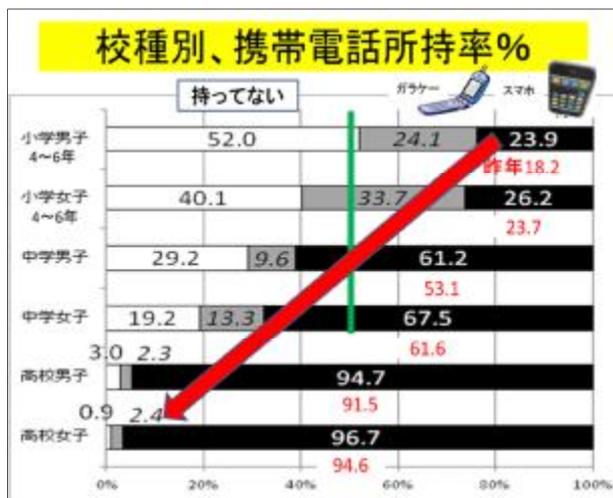
裏面

表面

【参考:約2万人の青少年に聞いた「OSAKA スマホアンケート2015」集計結果】

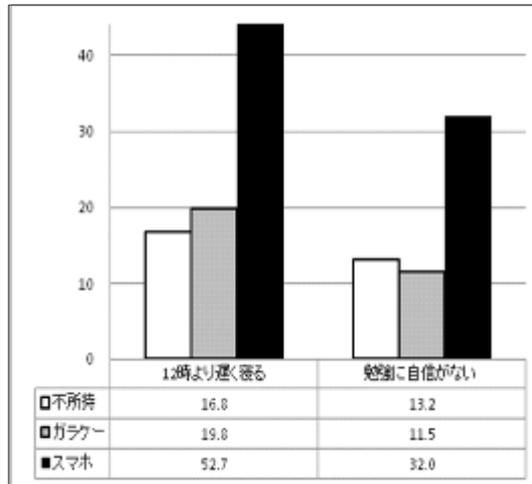
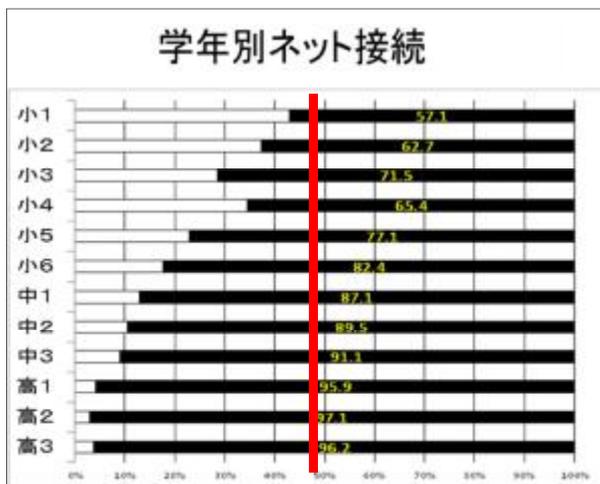
【自分の携帯電話の種類別の所持率】

【学年別のスマートフォン所持率】



【学年別のインターネット接続経験】

【不所持・ガラケー・スマホの違い】



【スマホ所持者とガラケー所持者の違い】

